

2026.5.1

障がい者福祉の し お り

成 田 市

障害者手帳をお持ちの皆さまへ

住所や氏名などが変わったときは、
「居住地等変更届」を提出してください。

▶ 障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）をお持ちの方は、住所・氏名などが変わった場合、
お住まいの市区町村の障害福祉担当課へ「居住地等変更届」
の提出が必要です。

※入所施設・病院・グループホーム等にいらっしゃる方はお手続きが他の市区町村となる場合がございます。詳しくは下記の問い合わせ先へご確認ください。

成田市役所 障がい者福祉課 TEL：0476-20-1539
FAX：0476-24-2367

「障がい」の表記につきましては、法に規定のある用語等は、そのまま「害」を用いています。このため文中で、「障がい者」や「身体障害者手帳」など、「がい」が漢字表記のものとひらがな表記のものが混在しています。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」につきましては、「障害者総合支援法」と表記しております。

《障がい者福祉のしおり》

発 行 成 田 市

編 集 福祉部障がい者福祉課

〒286-8585

成田市花崎町760

電話（代）22-1111

発 行 日 2026. 5. 1

登録番号 成障 26-005

このしおりは、「チャレンジドオフィスなりた」で印刷・製本を行いました。